

平成28年第4回広尾町議会定例会 第3号

平成28年12月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 3 議案第115号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）について
- 4 議案第116号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 5 議案第117号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 6 議案第118号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第119号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 8 議案第120号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 9 議案第121号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について
- 10 議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 11 発議第13号 女性特有がんの予防と対策・支援の拡充を求める意見書の提出について
- 12 発議第14号 大雨災害に関する意見書の提出について
- 13 発議第15号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出について
- 14 発議第16号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 15 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 12番 浜 頭 勝 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（1名）

- 11番 旗 手 恵 子

○出席説明員

町		長	村	瀬	優
副	町	長	田	中	章
会	計	者	堂	場	彦
兼	出	長	堂	場	彦
総	務	長	鈴	木	俊
総	務	課 補 佐	白	石	基
併	総	務 課 参 事	西	内	努
併	総	務 課 主 幹	折	笠	和
併	総	務 課 主 幹	山	岸	一
企	画	課 長	長	田	弘
企	画	課 長 補 佐	宝	泉	大
税	務	課 長	西	脇	司
税	務	課 長 補 佐	平		則
住	民	課 長	齊	藤	美 津 雄
保	健	福 祉 課 長	大	林	則
保	健	福 祉 課 長 補 佐	山	崎	彦
地	域	包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅	原	美 恵
健	康	管 理 セ ン タ ー 長	佐	藤	美
老	人	ホ ー ム 所 長	厚	谷	則
特	別	養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金	井	司
農	林	課 長	松	田	典
兼	町	営 牧 場 長	松	田	典
水	産	商 工 観 光 課 長	雄	谷	裕
建	設	課 長	道		一
建	設	課 長 補 佐	北	藤	通
建	設	課 長 補 佐	前	田	一
上	下	水 道 課 長	小	川	司
兼	下	水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小	川	司
港	湾	課 長	道	端	三
港	湾	課 長 補 佐	森	谷	亨
国	保	病 院 事 務 長	今	井	容
国	保	病 院 事 務 次 長	齊	藤	美
国	保	病 院 事 務 次 長	渡	辺	人
〈 教 育 委 員 会 〉					
教	育	長	笹	原	博

管 理 課 長	澤 田 佳 幸
兼学校給食センター所長	澤 田 佳 幸
管 理 課 長 補 佐	山 岸 直 宏
ひろお幼稚園長	道 志 尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志 悟
兼 図 書 館 長	保 志 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志 悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜 頭 力
図 書 館 長 補 佐	奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈農業委員会〉

会 長	新 海 敏 春
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。11番、旗手恵子議員より欠席の届け出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田^{こだ}英勝議員を指名します。

ここで、予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時00分 休憩

午前11時37分 再開

本会議を再開します。

◎日程第2 議案第114号～日程第10 議案第122号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第10、議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についての9件を一括議題とします。

本案9件は予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、小田^{おだ}雅二議員、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（小田^{おだ}） 予算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成28年第4回定例会において本委員会に付託された事件は、次のように決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査の結果、議案第114号から議案第122号までの9件を原案のとおり可決すべきと決定しました。以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第114号から議案第122号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとするものです。本案9件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第11 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第13号 女性特有がんの予防と対策・支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 発議第13号 女性特有がんの予防と対策・支援の拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

次のページをお開き願います。

がんは今や国民の2人に1人が罹患し、死亡要因の3割を占めている。このような中、女性特有がんの乳がんについては12人に1人が発症し、40～60代の女性が罹患するがんのトップであり、また、子宮がんについては、20～30代の女性が最も多く罹患し、その死亡率も増加している。

その一方で、女性特有がんは、ほかのがんと比較して罹患率が高いが死亡率が低いことから早期発見、早期治療により生存率が向上することが明らかになっている。

国のがん対策基本法の成立から10年が経過しているが、日本の女性特有がんの検診率は3割程度

であり、OECD加盟国が7割から8割であるのに比較して大変低く、その改善が急務である。

このような状況を捉え、以下について国に対し要望する。

記。

1、現在、偶数年齢時に助成されている女性特有がん（乳がん・子宮がん検診）を毎年の助成とし、年齢制限を撤廃し、若い世代の検診を広げること。

2、職域検診項目の中に、女性特有がんを加えること。

3、保健教育のカリキュラムの中にがん教育を位置づけること。

4、医師、看護師、検査技師などに女性専門医療スタッフの育成と配置を推進すること。

5、医療用ウィッグ・補正下着・弾性ストッキング等への助成と拡充を行い、円滑な社会参加を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

なお、この意見書については、全道の女性議員協議会においてまとめられた意見書でありまして、本町からは旗手議員が参加をしているものであります。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第14号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第14号 大雨災害に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第14号 大雨災害に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、提案理由を申し上げます。

北海道では、本年台風が相次いで上陸し、河川の氾濫などにより住宅や農地への浸水被害や土砂災害が発生したところであり、また、定置網、養殖施設などにも甚大な被害をもたらしたところがあります。

住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じ、住民が一日も早く安心してもとの生活を取り戻すことができるよう、早急な災害対策と防災対策が必要とされていることから、国に対し下記の事項について要望するものであります。

1、自治体の応急対応や復旧復興経費は、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、地方財政措置を講ずること。

2、被災した公共土木施設、水道施設、農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。

一級河川のみならず、道管理河川においても抜本的な河川改修が可能となるよう財政措置を講ずること。

4、被災者がもとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6、農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害を踏まえ、強靱な道路・河川をはじめとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理に対して財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、記載のとおりであります。

ご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第15号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第15号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第15号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、提案理由を申し上げます。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線10路線13線区を単独では維持が困難であると発表しました。

この路線が廃止となれば、地域の過疎化が促進され、地域経済や住民の暮らしを破壊することになります。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ません。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要であります。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である公共交通機関としての役割を發揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望するものであります。

以上の理由から地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、記載のとおりであります。

皆様方のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第16号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第16号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第16号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、提出について提案理由を申し上げます。

現在、全国の町村議会の抱えている問題の一つとして地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化しております。昨年行われた統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村で無投票当選となり、中でも4町村が定数割れという状況でありました。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、記載のとおりであります。

皆様方のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） この厚生年金のほうに地方議会議員が加入することについて、これは5年前に廃止されたものに地方議会議員の年金に関する法律がありましたけれども、これが廃止された理由は、議員が減少して財政的に厳しくなったということのほか、いわゆる国会から始まって、全てのこの国に存在する議員についての年金の制度について、国民感情というか、そういうものから非常にやり玉に上がりました。いろんなことがありましたけれども、そのときにいろんな特権的な地方議会議員の制度については、ご存じのとおり25年払い続けるとやっとな受給できるとかということ

については、今回10年に変わったけれども、だけれども議員の年金については、最初から12年で受給資格を受けたりとかいう、そういう特権的なこともありまして非常にやり玉に上がって、それでやむなく国としてはこの制度について廃止したわけですが、これを再び復活することの意義が、今、言ってもらったように無投票とか議員に立候補する人が少ないからどうのこうのと言われましたけれども、実際にこの年金制度が確立したから、だからでは出ましようというふうになるとは私は思わない、この理由の中で。それよりも被選挙権の年齢を今、下げようとかしていますけれども、そのこととか、そのほかもろもろの選挙に関することではいろんな補助といいますか、優遇を、選挙に出るための措置をとることで、その辺については、簡単ではないかもしれないけれども、解消できるというふうにも思います。

そして、今、先ほど私、国民感情と言いましたけれども、こうやって議員が厚生年金に入れる。普通は、一般の人は会社とかそういうところにあれしなない限り入れないですよ。やっぱり国民年金よりもこっちに本当は入りたいのです、多分。多分ではなくて間違いなく、全然違いますから。そのことをまたここで、もしこの意見書案が通って、国がこういうことにやっていこうということになると、私はまた大変な問題が起きると思うのです。そして、今、実際にはこれとは関係ないけれども、富山県からスタートした政活費と言われてますそのことについても、いろんな問題になっている中で、これを持ってくること自体はちょっとおかしいと私は思うし、これは慎重にしなければいけないし、そして十勝の中でも幾つかの町村では委員会に付託したりして審議を慎重にしようとしているやさきにこういうふうに安易に持ってくること自体、私は非常に疑問に思っていますけれども、そのことについてお答えいただきたいと思うのですが。

1、議長（堀田） 浜頭議員。

1、12番（浜頭） そのようなこともあろうかと思いますが、今回出した意見書につきましては、現実としてやはり定数割れがしている状況もあるということ。それで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えて意見書を提出しました。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 本当にそう思いますかということ。ちょっと失礼、言い方があれかもしれませんが。実際の話、いろんなところからこういう意見書というのが回ってきて、それを下部団体ではないけれども、末端の議会で意見書として国のほうに出しなさいという、それは一つのその方法としては別に私は構わないけれども、だけれどもそのまま持ってきてしゃべって、いろんな理由を言っているように私は聞かえるのであって、実際に浜頭議員に提出者として聞きたいのだけれども、この年金制度が、こういうふうにシステムができたということで、だから立候補しようと思いませんか。いわゆる被選挙者として、このことが本当にあるおかげで選挙に出ようとかそういうことになるか

どうか、私は効力の問題も考えなければいけないと思うのです。だから、それよりも、さっき私が述べたように、そういうことであるのであれば、選挙にどんどん出てほしいということであれば、違う方法のほうがよっぽどいいということと、もう一度、国民感情として、もし議員でなければ、このことについてどういうふうに思われますか。

以上です。教えてください。

1、議長（堀田） 12番、浜頭議員。

1、12番（浜頭） この意見書の提出については、小田^{おだ}議員もご存じだと思いますけれども……
（「もちろん」の声あり）

わかっていると思いますけれども、やはり今の時代に即したものに少しずつでも変えていこうという流れの中で、このような意見書の提出に至ったと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 今回の意見書については、議員の待遇改善といいますが、そういったことにつながりますので、このことについて、やはり住民等に私どもきちんと説明する責務を負っているわけであります。

したがって、十分住民の皆さんにもご理解いただけるような、そういった内容にしていかなければならないというふうに思うわけでありますけれども、まず今回のこの提案についてなのですが、厚生年金制度に加入するということなのですから、本来この本法というのは、いわゆる厚生年金保険法という法律があるわけでありますけれども、この第12条に適用除外という項目がありまして、例えば1週間の所定労働時間については、所定労働時間の4分の3未満の者は被保険者になれないという規定があります。したがって、週休2日制でカウントしますと、大体日数では16日以上勤務を要する。それから、加えて1日の労働時間、例えば7時間45分であれば、1日当たり6時間を超える勤務時間、これをクリアしなければ被保険者となれないということがございます。さらに、一般論としては使用者と労働者、雇用契約あるいは就業規則、こういったものを当然締結をするわけでありますけれども、勤務にかかわる契約協定、これを結ばなければならないわけでありますけれども、特に議員の場合、そういった勤務体系というのが実態が非常にきちんとされておりませんので、そういった意味で、この厚生年金保険法の基準と照らし合わせて整合性というものをどのように図っていくのか、このことをきちんとやっぱり説明できなければ住民の皆さんにもなかなか説明がしにくい、ご理解を得ることが難しいのではないかと、そのように思っておりますけれども、その点についてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 12番、浜頭議員。

1、12番（浜頭） この提出に至った経緯は、前崎議員も一緒にいましたから、よくご存じのことと思いますが、やはり時代の流れですから、少しずつ時代に合わせたものにしていくという中で、このような意見書の提出に至りました。

ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 実は、議運でこの意見書が出されて、初めて見る意見書なものですから、厚生年金制度に加入するというそのことが、いわゆる本法の部分から言って私はちょっと理解できないものですから、今、質問させていただいているのですけれども、例えば今、定数削減って、議員のなり手が不足だということは十分わかりますし、そのことについては一定の理解をいたしますけれども、例えば以前、議員年金のときも私も3年数か月加入させていただきまして掛金の8割が返還されましたけれども、当時、当然自治体も2分の1負担をしておりますし、多分、今回も厚生年金保険法自体が労働者本人と使用者それぞれ2分の1負担をすると思うのですね。したがって、当然私ども議会議員の場合も、自治体が2分の1この保険料を負担する方向になると思うのですけれども、私もネットでいろいろと調べたのですけれども、例えば年齢によって加入の差異があったり、あるいは当然、社会保険本人はこれに加入できないというふうに規定もありますけれども、実際、そうしたら本町議会、今の時点で、もしこの新厚生年金制度ができた場合、現時点で何人が加入できて、広尾町の1年間の厚生年金のいわゆる使用者負担といえますか、それは幾らぐらいになるのか、もしわかればその点についてもご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 12番、浜頭議員。

1、12番（浜頭） 今、聞かれましたそういう細かいことまでは、申しわけありませんが、まだわかりません。

ただ、やはり繰り返しになりますが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと思って提出しました。

賛同方よろしくお願いします。

1、議長（堀田） ほかに。いいですか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

（「反対討論してもらるか」の声あり）

不規則発言は厳に慎んでいただきたいと思います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定により所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

調査の期間でございます。平成28年第4回定例会終了後から平成29年第1回定例会まで。

調査事件であります。

総務常任委員会、（１）、空き家等の対策について、（２）、未利用公共施設の現状と対応について。

産業常任委員会、（１）、広尾町起業家等支援事業について。

議会運営委員会、（１）、議会の運営に関する事項について、（２）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（３）、議長の諮問に関する事項について。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成28年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時09分